



## 医療安全通信 第28号

## 【薬局部医療安全委員会】

医療安全推進のため、Pharma Bridgeを通じて、医療安全上の周知すべき情報やタイムリーな話題を随時発信いたします。業務手順書の書換えや日常業務にお役立てください。

### 個人情報の取り扱いについて

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の「共有すべき事例」2016年12月分には『薬剤情報提供文書を別の患者に渡した』事例が掲載されています。

[http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing\\_case\\_2016\\_12.pdf](http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing_case_2016_12.pdf)

#### ◆ 事例の内容

患者Aに患者Bの薬剤情報提供文書を渡した。患者Aからの電話により判明したため、患者Bの薬剤情報提供文書は処分してもらうように伝えた。

#### ◆ 背景・要因

きちんと確認しなかったため、薬や文書を入れる籠に患者Bの薬剤情報提供文書と一緒に入っていることに気づかなかった。同じ時間帯かどうかはわからないが、他の薬剤師が患者Bの薬剤情報提供文書を探していた時にも確認を行わなかった。

#### ◆ 薬局が考えた改善策

忙しい時間帯でも、きちんと文書を確認して渡す。まわりの状況を確認しながら仕事をする。

#### ◆ 事例のポイント

○患者に渡す薬剤情報提供文書には、個人情報が記載されている。

○他の患者の情報を渡してしまった場合には、処分を依頼するのではなく、間違えて渡した情報を薬局側が取りに行き、確認してから処分することが望ましい。 【原文のまま抜粋】

『**個人情報の保護に関する法律**』第3条において、「**個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである**」とされていることを踏まえ、**個人情報を取り扱うすべての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければなりません**。法令上、「**個人情報取扱事業者**」としての義務等を負うのは医療・介護関係事業者のうち、識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない事業者（小規模事業者）を除くものとされていますが、医療分野は、個人情報の性質や利用方法等から、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があり、厚生労働省は『**医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン**』を作成し、小規模事業者にもガイドラインを遵守する努力を求めています。個人情報が漏洩した場合、直ちに法による罰則を受けることはありませんが、当事者本人による民法に基づく損害賠償請求などが生じるおそれがあり、取り扱う個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。処方箋、調剤録、薬歴、レセプトコンピュータ等の運用・保管はもちろん、患者への服薬指導や薬剤情報提供の際においても、十分な注意が必要です。個人情報が記載してある部分を開いたまま机の上に放置したり、コンピュータの画面上に個人情報を表示したまま離席するなど、個人情報が関係者以外の目に容易に触れることのないよう、気をつけましょう。薬局内の業務内容や個人情報の取扱状況を再点検するとともに、薬局ごとに**個人情報保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）や必要なルール（運用管理規定）を策定**し、従業員全員が周知かつ遵守しましょう。

また、ガイドラインでは、**個人情報の利用目的**をできる限り特定し、本人に通知または公表するよう求めています。あらかじめ利用目的を公表している場合は、あらためて本人に通知する必要はないため、薬局では、あらかじめ受付の近く等のわかりやすい場所に、個人情報の利用目的を掲示（公表）し、その内容を確認するよう注意を促すとよいでしょう。『**利用目的**』と『**セキュリティポリシー**』は併せて**掲示**することが望ましく、日本薬剤師会ホームページ会員向けページ『**個人情報保護に関する薬局向けQ&A**』に、具体的な掲示例が掲載されています。

#### ＜参照資料＞

- ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省ホームページ）  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>
- ・個人情報保護に関する薬局向けQ&A（日本薬剤師会ホームページ会員向けページ）  
<http://nichiyaku.info/member/kojin/default.html>



医療安全通信のバックナンバーを、旭川薬剤師会公式サイトトップページ右下のバナーからご覧いただけます。掲載資料や参考資料もダウンロードできますので、自薬局向けに改訂してご利用ください。